

埼玉県公安委員会規程第1号

警備員指導教育責任者講習、機械警備業務管理者講習及び現任指導教育責任者講習の実施に関する規程

平成18年1月18日

埼玉県公安委員会委員長

(趣旨)

第1条 この規程は、警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)の定めによるほか、法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習、法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習及び法第22条第8項に基づき講習規則第9条第2項に規定する現任指導教育責任者講習の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(講習担当者の選任)

第2条 生活安全部保安課長(以下「保安課長」という。)は、所属の警部以上の階級にある警察官の中から警備員指導教育責任者講習、機械警備業務管理者講習及び現任指導教育責任者講習(以下これらを「講習」という。)に係る次に掲げる事務を行う講習担当者を指定するものとする。

- (1) 講習のカリキュラムの作成に関すること。
- (2) 講師の選任及び指導教養に関すること。
- (3) 講習の実施の管理に関すること。
- (4) 講習規則第5条第2項及び第11条第2項に規定する修了考查の問題の作成及び管理並びに合否の判定に関すること。
- (5) 警察庁及び他の都道府県警察との連絡調整に関すること。
- (6) 講習の実施を委託した場合における受託業者の指導監督に関すること。

(講習計画表の作成等)

第3条 保安課長は、警備員指導教育責任者講習、機械警備業務管理者講習及び現任指導教育責任者講習の実施時期、回数、場所及びカリキュラム、講師の氏名等を記載した講習計画表を作成し、これに基づき講習を実施するものとする。

2 講習の実施時期及び回数については、警備業者数、営業所数、基地局数、法第22条第2項

に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「指導教育責任者資格者証」という。）又は法第42条第2項に規定する機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている就業状況、警備業者等の要望等諸般の事情を勘案して判断すること。

3 1回の講習は、原則としておおむね30人を対象に実施するものとする。

（講習のカリキュラムの作成）

第4条 講習担当者は、講習実施予定期日の30日前までに、講習のカリキュラムを作成するものとする。

（講習の実施要領）

第5条 指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付を受けていない者に対して行う警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）については新規取得講習実施要領（別表1）を、講習規則第6条に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）については追加取得講習実施要領（別表2）を、機械警備業務管理者講習については機械警備業務管理者講習実施要領（別表3）を、現任指導教育責任者講習については現任指導教育責任者講習実施要領（別表4）を実施要領とする。

（講師の要件及び選任）

第6条 保安課長は、警備員指導教育責任者講習の講師について、警備員指導教育責任者講習講師表（別表5）の講習事項欄に応じた講師欄の者を選任するものとする。

2 保安課長は、機械警備業務管理者講習の講師について、講師として十分な知識及び能力を有すると認められる者を選任するものとする。

3 保安課長は、現任指導教育責任者講習の講師について、次のいずれかに該当する者を選任するものとする。

(1) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員

(2) 警察庁が行う警備業関係法令研修を修了した警察職員（現任指導教育責任者講習実施要領に掲げる講習事項のうち「警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関すること」及び「警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関すること」中「○護身用具（警戒棒、警戒杖等）の活用方法等」に限る。）

(3) 警備員指導教育責任者講習講師表1の(3)、2の(3)、3の(3)、4の(3)、5の(2)及び

6 の (3)に定める警察職員

- (4) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職に
あつた者（現任指導教育責任者講習実施要領に掲げる講習事項のうち「警備業務法その他警
備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関すること」に限る。）
- (5) 指導教育責任者資格者証の交付を受け、警備員の指導及び教育に関する業務に通算して
3年以上従事した経験を有する者であつて、3年以内に第7条に定める講師講習会の課程
を修了しているもの（実施する現任指導教育責任者講習に係る警備業務の区分に係る指導
教育責任者資格者証の交付を受けている者であつて、当該警備業務の区分に係る講師講習
会の課程を修了したものに限る。）
- (6) 警察において護身術の指導経験を1年以上有する者（現任指導教育責任者講習実施要領
に掲げる講習事項のうち「警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、
使用方法及び管理方法に関すること」中「○護身用具（警戒棒、警戒杖等）の活用方法等」
に限る。）

（講師講習会の基準）

第7条 講師講習会は、次の全ての要件を満たすものでなければならない。

- (1) 講師講習会を実施する者が次の全ての要件を満たす法人その他の団体であること。
ア その役員のうちに法第3条第1号から第7号までのいずれかに該当する者がないこと。
イ その役員の構成が講師講習会の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであるこ
と。
ウ 講師講習会を適正かつ確実に実施するために必要な事務的能力並びに十分な経理的基
礎及び社会的信用を有すること。
- (2) 指導教育責任者資格者証の交付を受け、警備員の指導及び教育に関する業務に通算して
5年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び能力を有すると認められ
る者を講師として行われるものであること。
- (3) 次に掲げる各講習事項についてそれぞれ次に定める時限（1時限は50分とする。）の講
習時間以上行うものであること。
ア 警備業務実施の基本原則に関することについての教育を行うために必要な知識及び能
力に関すること。 3時限（3年以内に講師講習会の課程を修了した者（以下「修了者」
という。）に対しては1時限）

イ 警備員の資質に関することについての教育を行うために必要な知識及び能力に関する
こと。 3 時限（修了者に対しては 1 時限）

ウ 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する
ことについての教育を行うために必要な知識及び能力に関すること。 1 時限（修了者に対しては
1 時限）

エ その他指導教育責任者として必要な指導及び教育に関する
ことについての教育を行うために必要な知識及び能力に関すること。 3 時限（修了者に対しては 2 時限）

(4) 次のいずれかに掲げる講習事項について、次に定める时限の講習時間以上行うものであ
ること。

ア 法第 2 条第 1 項第 1 号の警備業務に係る専門的な知識及び技能に関する
ことについての教育を行うために必要な知識及び能力に関すること。 24 時限（修了者に対しては 14
時限）

イ 法第 2 条第 1 項第 2 号の警備業務に係る専門的な知識及び技能に関する
ことについての教育を行うために必要な知識及び能力に関すること。 22 時限（修了者に対しては 14
時限）

ウ 法第 2 条第 1 項第 3 号の警備業務に係る専門的な知識及び技能に関する
ことについての教育を行うために必要な知識及び能力に関すること。 22 時限（修了者に対しては 14
時限）

エ 法第 2 条第 1 項第 4 号の警備業務に係る専門的な知識及び技能に関する
ことについての教育を行うために必要な知識及び能力に関すること。 20 時限（修了者に対しては 14
時限）

(5) 修了考査を行うものであること。

（講習の公示手続等）

第 8 条 保安課長は、講習を行おうとするときは、当該講習の実施予定期日の 30 日前までに次
の事項を埼玉県報又は埼玉県警察ホームページに登載し、及び埼玉県公安委員会の掲示板に
掲示して、公示するものとする。

- (1) 講習の実施期日及び実施場所
- (2) 受講の申込み期限
- (3) 受講申込書の提出先及び提出方法

- (4) 受講の申込みに必要な書類
- (5) 手数料の納入時期及び納入方法
- (6) 受講対象者
 - (講習の通知)

第9条 保安課長は、警備業者に対し、現任指導教育責任者講習の実施予定期日の30日前までに、現任指導教育責任者講習通知書（以下「通知書」という。）により、当該警備業者が受領したことを確認できる方法で通知するものとする。

2 保安課長は、警備業者がやむを得ない理由により、警備員指導教育責任者に現任指導教育責任者講習を受けさせることができない旨を、通知に係る現任指導教育責任者講習の実施前に申し立て、又は受けさせることができなかつた旨を通知に係る現任指導教育責任者講習の実施後に申し立てた場合は、当該警備業者に対しやむを得ない理由を疎明する書面の提出を求めるものとする。この場合において、やむを得ない理由があると認められるときは、別の日時又は場所において実施する現任指導教育責任者講習を受講するよう通知書により通知すること。

（修了考査の実施要領）

第10条 修了考査の実施要領は、新規取得講習、追加取得講習及び機械警備業務管理者講習における修了考査実施要領（別表6）のとおりとする。

（講習に係る報告）

第11条 保安課長は、講習の実施状況については当該講習が終了した日から2週間以内に、次の年度の講習実施予定期回数及び時期については3月31日までに、警察庁生活安全局生活企画課長に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成18年1月18日から実施する。

附 則（平成18年5月10日公安委員会規程第12号）

この規程は、平成18年5月10日から実施する。

附 則（平成20年5月8日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成20年6月1日から実施する。

附 則（平成27年3月6日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成27年4月1日から実施する。

附 則（平成27年4月1日公安委員会規程第11号）

この規程は、平成27年4月1日から実施する。

別表1（第5条関係）

新規取得講習実施要領

講習事項		講習方法	講習時間	出題数
警備業務実施の基本原則及び警備員の資質の向上に関すること	○ 警備業法第15条から第17条の規定の趣旨	講義	1	1
	○ 礼式及び基本動作	実技訓練		—
警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること	○ 警備業法、憲法、刑法、刑事訴訟法、警察官職務執行法、遺失物法及び軽犯罪法	講義	10	14
警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること	○ 警察機関への連絡の方法、現場保存の方法及び避難誘導の方法	講義	3	4
	○ 救急法及び護身術	実技訓練	3	—
当該警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること	○ 施設警備業務 出入管理、巡回、所持品検査、不審者又は不審物件発見時の措置等	講義	19	14
	○ 空港保安警備業務 空港保安対策の概要、保安検査の意義及び重要性等			
	○ 機械警備業務 警備業務用機械装置の機能、指令の方法等			
	○ 必要な法令 消防法、銃砲刀剣類所持等取締法等			
	○ 警備業務対象施設に応じた警備業務実施上の問題点及び対策		2	—
	○ 施設警備業務を能率的かつ安全に実施するために必要な業務の管理方法	演習	2	—
	○ 雜踏・交通誘導警備業務 車両及び歩行者の誘導、雑踏の整理の方法等			
2号	○ 必要な法令 道路交通法、民法、消防法等	講義	10	14
	○ 車両及び歩行者の誘導の場所における警備業務実施上の問題点及び対策	討論	2	—
	○ 交通誘導警備業務を能率的かつ安全に実施するために必要な業務の管理方法	演習	2	—
	○ 核燃料物質等危険物運搬警備業務 核燃料物質等危険物の知識、運行管理室の業務等	講義	10	14
3号	○ 必要な法令 道路運送車両法、原子力基本法等			
	○ 輸送警備業務実施上の問題点及び対策	討論	2	—
	○ 貴重品運搬警備業務を能率的かつ安全に実施するために必要な業務の管理方法			
	○ 身辺警備業務 警戒位置、警戒方法、不審者発見時の措置等	講義	6	14
4号	○ 必要な法令 ストーカー行為等の規制等に関する法律、個人情報の保護に関する法律等			
	○ 身辺警備業務実施上の問題点と対策	討論	2	—
	○ 身辺警備業務を能率的かつ安全に実施するために必要な業務の管理方法			

その他警備員指導 教育責任者として 必要な指導及び教 育に関すること	○ 警備員に対する指導及び教育の重要性、効果的 な面接方法、業務指導の実施要領	講義	5	7
	○ 警備員による犯罪事例の分析及び身上指導要領	討論	2	—

別表2（第5条関係）

追加取得講習実施要領

講 習 事 項		講習方法	講習時間	出題数	
当該警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること	1号	○ 施設警備業務 出入管理、巡回、所持品検査、不審者や不審物件発見時の措置等 ○ 空港保安警備業務 空港保安対策の概要、保安検査の意義及び重要性等 ○ 機械警備業務 警備業務用機械装置の機能、指令の方法等 ○ 必要な法令 消防法、銃砲刀剣類所持等取締法等	講義	19	14
		○ 警備業務対象施設に応じた警備業務実施上の問題点と対策	討論	2	—
		○ 施設警備業務を能率的かつ安全に実施するため必要な業務の管理方法	演習	2	—
	2号	○ 雑踏・交通誘導警備業務 車両及び歩行者の誘導、雑踏の整理の方法等 ○ 必要な法令 道路交通法、民法、消防法等	講義	10	14
		○ 車両及び歩行者の誘導の場所における警備業務実施上の問題点及び対策	討論	2	—
		○ 交通誘導警備業務を能率的かつ安全に実施するため必要な業務の管理方法	演習	2	—
	3号	○ 核燃料物質等危険物運搬警備業務 核燃料物質等危険物の知識、運行管理室の業務等 ○ 必要な法令 道路運送車両法、原子力基本法等	講義	10	14
		○ 輸送警備業務実施上の問題点と対策	討論	2	—
		○ 貴重品運搬警備業務を能率的かつ安全に実施するため必要な業務の管理方法	演習	2	—
	4号	○ 身辺警備業務 警戒位置、警戒方法、不審者発見時の措置等 ○ 必要な法令 ストーカー行為等の規制等に関する法律、個人情報の保護に関する法律等	講義	6	14
		○ 身辺警備業務実施上の問題点及び対策	討論	2	—
		○ 身辺警備業務を能率的かつ安全に実施するため必要な業務の管理方法	演習	2	—

別表3（第5条関係）

機械警備業務管理者講習実施要領

講習事項			講習時間	出題数
警備業法その他機械警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること	警備業法	○ 警備業法による警備業の規制	2	20（うち警備業法に関する問題数13）
	刑法	○ 正当防衛、緊急避難等違法性阻却事由の要件を中心とした犯罪の基本的な成立要件 警備業務の実施に当たって警備員が取り扱うことが多く、又は警備員が犯すおそれのある次の犯罪の構成要件について必ず説明すること。 • 暴行、傷害罪（第204条、第205条、第208条） • 逮捕、監禁罪（第220条、第221条） • 脅迫、強要罪（第222条、第223条） • 窃盗、強盗罪（第235条、第236条～第240条、第243条） • 恐喝罪（第249条、第250条） • 横領罪（第252条～第254条）	2	
	刑事訴訟法	○ 現行犯人の逮捕及び逮捕後の手続 特に準現行犯人の逮捕は慎重であるべきことを教えること。	2	
	電気通信関係法令	○ 電気通信事業法を中心とした有線電気通信に関する法令の概要 ○ 電波法を中心とした無線電機通信に関する法令の概要	2	
警備業務用機械装置の運用に関すること	警備業務用機械装置の概要	○ 警備業務用機械装置のシステムの概要 • 盗難等の事故の発生に関する情報を感知するセンサー等の種類及び機能 • 送信機器と受信機器との通信手段の種類 • 基地局の受信機器の種類及び基本的性能	3～4	5
	警備業務用機械装置の維持管理の方法	○ 警備業務用機械装置の効果的な維持管理に必要な点検の実施要項及び警備業務用機械装置の適切な交換	1～2	
指令業務に関すること	指令業務の実施基準	○ 指令業務の実施基準 • 指令業務の内容 • 指令業務に従事する警備員に把握させておく情報 • 無線装置の効果的運用 • 指令業務に従事する警備員の勤務計画 • 警備業務対象施設の鍵の適正な保管管理	2	9
	初動措置の要領	○ 指令を受けた警備員の行う初動（応急）措置要領（警察機関への連絡に関する�除く。） • 警備業務対象施設への接近の方法 • 車両を使用する場合の駐車の要領 • 警備業務対象施設の外周の検索の要領 • 現行犯人逮捕、現場保存その他警察官到着までに講じる措置	3	
警察機関への連絡に関すること	警察機関への連絡方法	○ 基地局において盗難等の事故発生に関する情報を受信した場合における警察機関への通報要領 110番電話の運用方針を踏まえて説明すること。	1	3
	誤報の原因と対策	○ 110番通報の誤報 社会的損失及びその人的・物的原因について考えさせ、これを効果的に防止する対策について説明すること。	1	

その他の機械警備業務の管理に必要な事項に関すること		○ 機械警備業務管理者の業務 警備業法施行規則第61条第4号及び第5号に掲げる業務を中心に説明すること。	2	3
---------------------------	--	---	---	---

別表4（第5条関係）

現任指導教育責任者講習実施要領

講習事項		講習方法	講習時間
1号警備業務	警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関すること	○ 警備業法、航空法等の1号警備業務に係る法令、通達等の改廃状況、国際的な要請及び取決めの動向等	講義 1
	事件、事故等の発生状況その他最新の治安情勢に関すること	○ 最近における住宅対象侵入犯罪の発生状況及び手口に関する情報 ○ 最近における事業所、店舗(金融機関、郵便局、サラ金、深夜スーパー・マーケット、ぱちんこ景品買取所等)等に係る犯罪の発生状況及び手口に関する情報 ○ ハイジャック、原子力関連施設に対する攻撃等のテロの危険性と手口に関する情報 ○ 最近の事業所等に係る犯罪の発生状況等を踏まえた被害防止要領、施設管理者側の防犯基準及び防犯対策	講義 1
	警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関すること	○ 最近の事業所等に係る犯罪の発生状況等を踏まえた1号警備業務に用いられる資機材(金属探知機、エックス線検査装置等)の構造、運用方法等に関する最新知識 ○ 護身用具(警戒棒、警戒杖等)の活用方法等	講義 実技訓練 2
	警備業務に係る事故の事例を踏まえた事故の防止に関すること	○ 最近の不適切な1号警備業務の事例分析及び実践的な指導教育上の問題点の討議	討論 1
2号警備業務	警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関すること	○ 警備業法、道路交通法等の2号警備業務に係る法令、通達等の改廃状況	講義 1
	事件、事故等の発生状況その他最新の治安情勢に関すること	○ 最近の交通事故の発生状況及び原因 ○ 最近の雑踏事故の発生状況及び原因 ○ 最近の交通事故発生状況及び原因を踏まえた交通事故防止要領 ○ 最新の雑踏事故の発生状況及び原因、群集心理を踏まえた雑踏警備に係る事故防止要領等	講義 1
	警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関すること	○ 最近の交通事故及び雑踏事故の発生状況を踏まえた2号警備業務に用いられる資機材(誘導灯、保安柵等)の運用方法等に関する知識 ○ 護身用具(警戒棒、警戒杖等)の活用方法等	講義 実技訓練 2
	警備業務に係る事故の事例を踏まえた事故の防止に関すること	○ 最近の不適切な2号警備業務の事例分析及び実践的な指導教育上の問題点の討議	討論 1
3号警備業務	警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関すること	○ 警備業法、道路交通法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の3号警備業務に係る法令、通達等の改廃状況、国際的な要請及び取決めの動向等	講義 1

(3号警備業務)	事件、事故等の発生状況その他最新の治安情勢に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現金輸送車襲撃事件等の発生状況及び手口に関する情報 ○ 核燃料物質等を対象とするテロの危険性及び手口に関する情報 ○ 最近の現金輸送車襲撃事件の発生状況等を踏まえた被害防止要領 ○ 貴重品運搬警備の依頼者側の防犯対策及び防犯基準 	講義	1
	警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最近の現金輸送車襲撃事件の発生状況等を踏まえた3号警備業務に用いられる資機材（防弾装甲現金輸送車等）の構造、その運用方法等に関する知識 ○ 護身用具（警戒棒、警戒杖等）の活用方法等 	講義 実技訓練	2
	警備業務に係る事故の事例を踏まえた事故の防止に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最近の不適切な3号警備業務の事例分析及び実践的な指導教育上の問題点の討議 	討論	1
4号警備業務	警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業法、ストーカー行為等の規制等に関する法律等の4号警備業務に係る法令、通達等の改廃状況 	講義	1
	事件、事故等の発生状況その他最新の治安情勢に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人を対象とする襲撃事件、つきまとい事件等の発生状況及び手口に関する情報 ○ 最近の個人を対象とする襲撃事件、つきまとい事件等を踏まえた被害防止要領 ○ プライバシー及び個人情報の保護に関する留意事項等 	講義	1
	警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最近の個人を対象とする襲撃事件、つきまとい事件等を踏まえた4号警備業務に用いられる資機材（緊急通報サービス機器等）の構造及びその運用方法等に関する知識 ○ 護身用具（警戒棒、警戒杖等）の活用方法等 	講義 実技訓練	2
	警備業務に係る事故の事例を踏まえた事故の防止に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最近の不適切な4号警備業務の事例分析及び実践的な指導教育上の問題点の討議 	討論	1

別表5（第6条関係）

警備員指導教育責任者講習講師表

講習事項	講師
1 警備業務実施の基本原則に関すること	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員</p> <p>(2) 警察庁が行う警備業関係法令研修を修了した警察職員</p> <p>(3) 警察庁生活安全局生活安全企画課長が前記(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める警察職員</p> <p>(4) 指導教育責任者資格者証の交付を受け、警備員の指導及び教育に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有する者であって、3年以内に第7条に定める講師講習会（以下「講師講習会」という。）の課程を修了しているもの</p>
2 警備員の資質に関すること	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員</p> <p>(2) 警察庁が行う警備業関係法令研修を修了した警察職員</p> <p>(3) 警察庁生活安全局生活安全企画課長が前記(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める警察職員</p> <p>(4) 指導教育責任者資格者証の交付を受け、警備員の指導及び教育に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有する者であって、3年以内に講師講習会の課程を修了しているもの</p>
3 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員</p> <p>(2) 警察庁が行う警備業関係法令研修を修了した警察職員</p> <p>(3) 警察庁生活安全局生活安全企画課長が前記(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める警察職員</p> <p>(4) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者</p> <p>(5) 指導教育責任者資格者証の交付を受け、警備員の指導及び教育に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有する者であって、3年以内に講師講習会の課程を修了しているもの</p>
4 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員</p> <p>(2) 警察庁が行う警備業関係法令研修を修了した</p>

	<p>警察職員</p> <p>(3) 警察庁生活安全局生活安全企画課長が前記 (1)又 は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力 を有すると認める警察職員</p> <p>(4) 指導教育責任者資格者証の交付を受け、警備員の指導及び教育に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有する者であって、3年以内に講師講習会の課程を修了しているもの</p> <p>(5) 医師、看護師、救急救命士、日本赤十字社の救急指導員の資格を有する者その他負傷者を救護するため必要な応急の処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者（救急法の実技訓練に限る。）</p> <p>(6) 警察において護身術の指導経験を1年以上有する者（護身術の実技訓練に限る。）</p>
5 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能 に関すること	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員</p> <p>(2) 警察庁生活安全局生活安全企画課長が前記 (1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を 有すると認める警察職員</p> <p>(3) 行おうとする指導教育責任者講習に係る警備業務の区分と同一の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証の交付を受け、警備員の指導及び教育に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有するものであって、3年以内に講師講習会（当該区分に係る警備業務に係る専門的な知識及び技能に関することについての教育を行うために必要な知識及び技能に関することについて第7条第4号ア、イ、ウ又はエに定める时限の講習時間以上の講習を行うものに限る。）の課程を修了しているもの</p>
6 その他警備員指導教育責任者として必要な指導 及び教育に関すること	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員</p> <p>(2) 警察庁が行う警備業関係法令研修を修了した警察職員</p> <p>(3) 警察庁生活安全局生活安全企画課長が前記 (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び 能力を有すると認める警察職員</p> <p>(4) 指導教育責任者資格者証の交付を受け、警備員の指導及び教育に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有する者であって、3年以内に講師講習会の課程を修了しているもの</p>

別表6（第10条関係）

新規取得講習、追加取得講習及び機械警備業務管理者講習における修了考査実施要領

1 修了考査の実施対象者

修了考査は、当該修了考査に係る講習の全ての課程に出席した者について行うものとする。ただし、当該講習の5分の4以上に出席した者で、残りの課程に出席できなかつたことについて、病気、交通途絶その他社会の慣習からやむを得ない事情があるものについては、修了考査を行うことができるものとする。

2 修了考査の出題

(1) 新規取得講習の修了考査の出題数の割り振りは、別表1の出題数の欄のとおりとする。

追加取得講習の修了考査の出題数の割り振りは、別表2の出題数の欄のとおりとする。

機械警備業務管理者講習の修了考査の出題数の割り振りは、別表3の出題数の欄のとおりとする。

なお、実技訓練、実習及び討論により行う講習事項は、講習時間内で講評等を行うこととし、修了考査の対象から除外する。

また、修了考査が不合格であった者に対して再考査は行わない。

(2) 修了考査の出題は次のとおりとする。

ア 新規取得講習 5枚折一式問題40問の筆記試験

イ 追加取得講習 5枚折一式問題14問の筆記試験

ウ 機械警備業務管理者講習 5枚折一式問題40問の筆記試験

エ 学科試験の問題は、警察庁生活安全局生活安全企画課作成の修了考査問題例に記載の問題又はこれと難易度が同程度の問題とする。

オ 学科試験の問題配列については、問題の前後から正答が容易に推知することができるものを出題しないよう配意すること。

カ 配点は、1問につき1点とする。

キ 修了考査問題例は、講習担当者が保管するものとし、部外講師はもとより、関係者以外の者に閲覧させないよう、その取扱いには十分に注意すること。

3 修了考査の時間

(1) 新規取得講習 100分

(2) 追加取得講習 35分

(3) 機械警備業務管理者講習 100分

4 秘密の保持

修了考査において配布した出題用紙は、確実に回収し、秘密の保持を図ること。

5 修了考査の合否の判断基準等

(1) 80パーセント以上の成績を合格とすること。

(2) 修了考査において不正行為をした者は、不合格とすること。

(3) 採点した修了考査の点数は、公表しないものとすること。ただし、受講者本人が、自分の点数の教示を申し出た場合は、同人に対し、同人の点数のみを教示するなど、適宜対応しても差し支えない。

6 合格の公示

(1) 修了考査の合否の判定をしたときは、速やかに、合格者の氏名を公示し、合格者に対して講習修了証明書を交付するものとする。

(2) 講習修了証明書の交付は、修了考査の当日に修了考査を行った場所において行うようとするものとする。

(3) 講習修了証明書の交付は、行政手続法第2条第3号の「許認可等」に当たるが、同法第3条第11号により同法の第2章から第4章の2までの規定の適用は除外される。

7 合格の取消し

偽りその他不正の手段により講習を受け、又は受けようとした者に対しては、その講習を停止し、又は合格の決定を取り消すことができるものとする。

合格を取り消したときは、次の措置をとること。

(1) 合格を取り消した旨を公示する。

- (2) 直ちに講習修了証明書不交付通知書（別記様式）を交付し、講習修了証明書を交付せず、又は交付した講習修了証明書を返納させること。
- (3) 警察庁生活安全局生活安全企画課長に、取消しを受けた者の本籍、住所、氏名、及び講習修了証明書の番号を報告すること。

別記様式（別表 6 関係）

公委第 号
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会 印

講習修了証明書不交付通知書

年 月 日から 年 月 日まで実施した警備員指導教育責任者講習に係る講習修了証明書については交付しないことを通知する。

受 講 者	住 所		
	氏 名		生年月日
理由			